新たな在留管理制度導入に伴う市町村における業務環境の整備

平成24年度要望分

窓口用端末（平成24年度の導入を要望）

※ 住居地届出等を受け付ける市町村の本庁舎，支所・出張所等の各拠点ごとに配備　2，911台

市町村窓口において在留カードのICチップデータを読み込み，偽変造確認の上，当該データに基づく正確な在留情報を法務省へ送信してもらうために端末機器を市町村に配備する。これにより，法務省と市町村とがそれぞれ保有・管理する情報に齟齬が生じないようにする。

A 市（出張所等）

【配備基準】

外国人登録者数が250人以上の市町村に配備

連携

法務省

連携サーバ

氏名等基本的身分事項の変更，在留資格
在留期間の変更等　（住民基本台帳法30条の50）

住居地情報（入管法19条の7～9）住民票の記載
又は消除の情報（入管法61条の8の2）

総 合 行 政
ネットワーク
（LGWAN）

A市（本庁舎）

住民行政窓口

情報連携用端末
（平成23年度導入）

住基DB
サーバ